令和３・４年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準

（目的）

第１条　この基準は、委託業者の資格審査を行うために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資格審査　和歌山県が執行する建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格を審査することをいう。

(2) 委託業者　測量又は設計コンサルタント業務等を営む者をいう。

(3) 県内業者　委託業者のうち、和歌山県内に主たる営業所を置く者をいう。

(4) 県外業者　委託業者のうち、県内業者以外の者をいう。

(5) 暴力団関係者等　和歌山県暴力団排除条例（平成23年条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第６条第１項に規定する暴力団関係者等をいう。

(6) 公共機関　刑法（明治44年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪の規定の適用を受ける公務員が属する全ての機関（国、地方公共団体、地方公社等）をいう。

(7) 役員等　法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいい、法人以外の者にあっては、これらに相当すると認められる者をいう。

(8) 資格認定　入札に応札する資格を認めることをいう。

（欠格事由）

第３条　次に掲げる第１号から第15号のいずれかに該当する者は、資格認定を受けることができない。また、県外業者は、希望する業務に応じて第16号から第19号に掲げる要件を満たした場合のみ当該業務の資格審査を申請できるものとし、その他の業務には資格審査の申請ができないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の４第１項の規定に該当する者

(2) 自治法令第167条の４第２項の規定に該当した後、２年を経過しない者

(3) 消費税若しくは地方消費税又は和歌山県内に営業所のある者にあっては和歌山県税（その滞納処分費を含む。）に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第１項に基づく更正手続の開始が決定した者及び民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第１項に基づく再生手続の開始が決定した者を除く。

(4) 次に掲げる者のいずれかが暴力団関係者等又は暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者である者

ア　申請者

イ　申請者の役員等

ウ　契約営業所代表者

エ　申請者の法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）

(5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(6) 会社更生法第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者で、当該手続開始の決定を受けていない者

(7) 入札参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

(8) 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から、審査基準日において 5 年を経過した者を除く。）

(9) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

(10) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

(11) 前 2 号のいずれかに該当した後、審査基準日時点で 1 年を経過しない者

(12) 第 4 号又は第 8 号に該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から 5 年を経過しない者

(13) 主たる営業所が、別表 1 に定める基準を満たさない場合で県の指導に従わない者

(14) 測量業務の入札参加を希望する者で、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の 5 第 1 項の規定による登録を受けていない者

(15) 建築工事の設計、監理業務の入札参加を希望する者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていない者

(16) 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、属する技術士を 5 名以上有すること

(17) 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、属する 1 級建築士を 20 名以上有すること

(18) 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、属する補償業務管理者及び補償業務管理士を合わせて 5 名以上有すること。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねる者の人数については、1 名として取扱う。

(19) 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第 55 条の 2 第 1 項第 5 号により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、属する測量士を 10 名以上有すること

（認定保留事由）

第 3 条の 2　資格審査の申請時において、申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、審査基準日時点で不起訴又は無罪の判決が確定していない者については、その不起訴又は無罪の判決が確定するまで、資格認定の申請を行うことができないものとする。

2　前項の者が、不起訴又は無罪の判決が確定した旨を申し出て、その事実が確認できた場合には、速やかに資格審査の申請を受け付けて、その審査を行うものとする。

（資格審査の実施）

第4条　資格審査は、2年ごとの定期の審査（以下「定期審査」という。）を行うものとする。

2　定期審査を行った後、次の定期審査を行うまでの期間に、県内業者にあっては別表2、県外業者にあっては別表3の資格審査の区分欄に掲げる資格審査（以下「追加審査」という。）を行うものとする。

（審査基準日）

第4条の2　前条第1項に規定する定期審査の審査基準日は、令和3年1月1日とする。

2　前条第2項に規定する追加審査の審査基準日は、別表2又は別表3の資格審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた審査基準日欄に掲げる日とする。

（審査項目）

第5条　資格審査は、次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に判断して資格を認定する。

(1) 審査基準日の直前の事業年度における希望する業務区分ごとの実績高

(2) 審査基準日の直前の事業年度終了日における自己資本額

(3) 審査基準日における業務の実施に必要な有資格者数

(4) 審査基準日における営業年数

（資格審査申請の方法）

第6条　入札に参加しようとする者は、当該入札に係る資格審査を申請し、資格認定を受けなければならない。

2　資格審査の申請の方法は、別に定め、和歌山県のホームページ等で公表する。

（資格の認定）

第7条　資格認定は、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（その組織、運営等については別に定める。以下「審査会」という。）の意見を徴した上で、行うものとする。

（認定の期間）

第8条　定期審査の資格認定の有効期間は、令和3年5月1日から令和5年5月31日までとする。

2　追加審査の資格認定の有効期間は、別表2又は3の資格審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた資格認定期間欄に掲げる期間とする。

（認定の取消）

第9条　資格認定を受けた者が第3条第1号から第5号まで又は同第7号から第15号までのいずれかに該当することとなった場合又は希望する業務に応じた同第16号から第19号までに掲げる要件に該当しなくなった場合は、審査会の意見を徴した上で、その資格認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（資格の再審査）

第10条　資格認定された者が審査基準日以降に、会社更生法第17条第1項若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条第1項若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者で、これらの開始が決定された場合は、別に定める手続きにより、資格の再審査を申請することができる。

2　再審査の結果、申請内容が適切であると認められる場合は、審査会の審議を経て再認定を行うものとする。
3　上記による再認定の有効期間は、従前の資格認定期間の残りの期間とし、従前の認定は取り消すものとする。

（資格の承継）
第 11 条　資格認定された者が営業の同一性を失うことなく組織変更等を行った場合は、別に定める手続きによりその資格を承継できるものとする。

（変更等の届出）
第 12 条　資格認定された者は、第 6 条の規定による申請書の内容に変更があったときは、速やかに変更届（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。

（条件付き一般競争入札に参加しようとする者の資格の例外）
第 13 条　真にやむを得ない理由で指名競争入札を行う場合は、本基準に定める資格を得た者の中から指名し実施するものとする。

（認定資格の公表）
第 14 条　入札参加資格審査制度の透明性の一層の向上を図るため、資格認定の結果（資格認定を受けた者）は和歌山県ホームページ等を通じて公表するものとする。

（その他）
第 15 条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
1　この基準は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。
2　委託業者の平成 19 年度及び平成 20 年度入札参加資格審査並びに平成 20 年度追加入札参加資格審査については、本基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則
1　この基準は、平成 21 年 2 月 12 日から施行する。

附　則
1　この基準は、平成 22 年 11 月 22 日から施行する。
2　委託業者の平成 21 年度及び平成 22 年度入札参加資格審査並びに平成 22 年度追加入札参加資格審査については、本基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則
1　この基準は、平成 23 年 12 月 28 日から施行する。

附　則
1　この基準は、平成 24 年 12 月 3 日から施行する。

附　則

1　この基準は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附　則

1　この基準は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。

2　この基準による改正後の令和 3・4 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準は、令和 3・4 年度入札参加資格に適用し、平成 31・32 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1　この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別　表 1（第 3 条関係）

(1) 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。
(2) 帳簿等（契約書又は注文書及び請書等）を営業所に整備して保存している。
(3) 不適切な転送を行っていない電話を有している。
(4) 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない。
(5) 机、椅子を設置している。
(6) トイレ、水道施設、電気設備（照明）、パソコン等を設置している。
(7) 営業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。
(8) 営業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
(9) 独立性を有している。

(注) (5)から(8)の要件については、各々の要件を満たしていない場合に、真にやむをえない理由があると技術調査課長が認めた場合には、要件を満たした営業所とみなすことができる。

別　表２

資格審査の区分 （県内業者）	受付期間	審査基準日	認定期間
定期審査	令和３年１月 14 日 ～ 令和３年２月２日	令和３年１月１日	令和３年５月１日 ～ 令和５年５月 31 日
第１回追加審査	令和３年６月 11 日 ～ 令和３年６月 24 日	令和３年６月１日	令和３年９月１日 ～ 令和５年５月 31 日
第２回追加審査	令和３年９月 10 日 ～ 令和３年９月 24 日	令和３年９月１日	令和３年 12 月１日 ～ 令和５年５月 31 日
第３回追加審査	令和３年 12 月 10 日 ～ 令和３年 12 月 23 日	令和３年 12 月１日	令和４年３月１日 ～ 令和５年５月 31 日
第４回追加審査	令和４年３月 11 日 ～ 令和４年３月 24 日	令和４年３月１日	令和４年６月１日 ～ 令和５年５月 31 日
第５回追加審査	令和４年６月 10 日 ～ 令和４年６月 23 日	令和４年６月１日	令和４年９月１日 ～ 令和５年５月 31 日
第６回追加審査	令和４年９月９日 ～ 令和４年９月 22 日	令和４年９月１日	令和４年 12 月１日 ～ 令和５年５月 31 日

別　表３

資格審査の区分 （県外業者）	受付期間	審査基準日	認定期間
定期審査	令和３年１月 14 日 ～ 令和３年２月２日	令和３年１月１日	令和３年５月１日 ～ 令和５年５月 31 日
追加審査	令和４年３月 11 日 ～ 令和４年３月 24 日	令和４年３月１日	令和４年６月１日 ～ 令和５年５月 31 日

注）別表２の定期審査と別表３の定期審査は一体として行う。

注）別表２の第４回追加審査及び別表３の追加審査は一体として行う。